

8-10 馬毛島における災害応急対策についての考え方

馬毛島における災害応急対策についての考え方

馬毛島の概要

西之表市域の西方12キロメートルの海上に浮かぶ馬毛島は、面積8.17平方キロメートル、最高地点で71.7メートルの低平な島である。

現在、馬毛島基地（仮称）の建設が進められており、令和5年12月現在で馬毛島内の仮設宿舎は約1,000室整備され、約1,000名の工事関係者が従事している。

馬毛島における工事期間中に強風・豪雨・台風・地震・津波等の防災対策を検討する必要がある。

第1 実施責任

馬毛島基地（仮称）の建設工事における災害応急対策は、西之表市が事業者である防衛省及び国交省と連携し、以下のとおり災害時の工事関係者の安全を確保するものとする。

1 馬毛島基地（仮称）工事関係者の災害対応

（1）市の役割

工事関係者の防災に係る課題等について、防衛省及び国交省と日頃から情報交換を行うとともに、その課題解決に係る協議を行う。

大規模災害発生時には、工事関係者の情報について、防衛省及び国交省と緊密に連絡をとり合い、被災状況や安否情報の収集に努める。

（2）防衛省、国交省の役割

ア 連絡体制の整備

災害情報や避難情報など、必要な情報を工事関係者へ周知・伝達するための手段について、あらかじめ関係者協議を行い整理する。

また、市防災情報システムによる避難情報の周知・伝達方法については、市と協議する。

イ 工事関係者の自衛消防隊等について

工事関係者にて自衛消防隊等を組織し、防災・消防関係資機材の整備の他、定期的に防災活動に関する活動や訓練等を行う。

ウ 避難先について

馬毛島に設置している仮設宿舎は通常の建物と同様程度の強度を有しており、馬毛島に滞在している工事関係者は、原則、馬毛島の仮設宿舎に避難することとしている。台風等の風雨による災害発生の可能性又は災害発生により、馬毛島外へ避難をする必要が生じた場合、数千人規模の工事関係者を市避難所等で受け入れることは困難であることから、原則として種子島外（本土）への避難を行えるよう、情報収集に努め計画的な避難を講じる。

エ 非常食・生活用品等の備蓄について

防衛省及び国交省は、災害時等の孤立に備え、工事関係者に非常食・生活用品等について、人数に応じた備蓄を行うよう工事関係者に対して指示する。

オ 緊急搬送体制について

馬毛島内にて緊急対応が発生した場合、工事において手配している船舶等を使用し種子島まで搬送の後、消防機関（熊毛地区消防組合）による種子島内医療機関への搬送が基本となるが、船舶による搬送が困難な場合や救急救命が必要な場合などを想定し、ドクターヘリ等の利用による迅速な救急搬送が可能となるよう関係機関と連携する。

第2 緊急連絡体制の確立

1 緊急連絡体制の整備

防衛省及び国交省は、悪天候等により災害が発生するおそれがある場合の緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を工事関係者に周知徹底する。また、工事現場等にて災害等が発生した場合、市に連絡する。

2 災害時の安否確認

防衛省及び国交省は、災害時の安否不明者の確認のために、工事関係者に対し、名簿の整備及び災害時の確認方法を定めるよう指示する。

3 市の緊急連絡体制

市は、台風、地震、津波等に関する情報が発表された場合、市防災情報システム（防災ラジオ・屋外拡声子局等）、市ホームページ、SNS フェイスブック「防災種子島にしのおもて」、登録制メール「あんしんメール」、携帯電話の緊急速報エリアメールにより情報を周知する。

第3 災害時の避難体制

工事関係者の避難体制に関し、大雨・洪水・暴風などの各注意報や警報等の発表、それに伴う市避難情報への対応については、基本的に市地域防災計画に定める市民等の避難行動と同様とする。

災害が発生又は発生のある場合の避難体制については、事前に防衛省及び国交省と協議のうえ定めることとする。

1 台風災害の避難体制

台風時に馬毛島内の工事関係者は、原則、島内の仮設宿舎等に避難することとなるが、基準風速（40m/s：秒速40m）を超える台風の接近が見込まれ、馬毛島外へ避難をする必要が生じた場合には、防衛省及び国交省は、工事関係者をできる限り早い時期に種子島外へ移動させることとする。

また、防衛省及び国交省は、馬毛島内から島外への移動が困難な場合を想定し、馬毛島において十分な食糧・寝具等の備蓄を行うなどの災害対策を講ずる他、必要な事項について日頃から市と情報交換を行うとともに、その課題解決に係る協議を行い、災害時には、防衛省及び国交省は市と緊密に連絡をとり合う。

2 津波災害の避難体制

鹿児島県が作成する津波浸水想定及び南海トラフの巨大地震モデル検討委員会の第二次報告における馬毛島の津波浸水想定によれば、津波は馬毛島の沿海部のみに到達し、内陸部には到達しないとされている。

その上で、安全確保をより一層万全なものとする観点から、地震発生時、津波が発生する可能性があると考えられる場合には、全ての作業を直ちに中止、できる限り最寄りの高所に避難するといった対策をあらかじめ検討し、安全に留意した行動をとる。

3 輸送手段の確保

津波災害等により港等に甚大な被害が発生した場合の工事関係者の島外避難について、主な手段はヘリコプターによる搬送等が予想される。防衛省及び国交省が対応するが、市においても激甚災害時は国・県等に応援要請を行い、関係機関と連携し対応を行う。

【関係機関連絡先】

| 機関名 | 担当部局 | 電話 | 備考 |
|--------------|-----------|--------------|---------------------|
| 鹿児島県危機管理防災局 | 危機管理課 | 099-286-2256 | |
| 防衛省九州防衛局企画部 | 地方調整課 | 092-483-8820 | |
| 防衛省九州防衛局 | 種子島連絡所 | 0997-22-0523 | |
| 自衛隊鹿児島地方協力本部 | 種子島駐在員事務所 | 0997-23-0299 | |
| 国土交通省九州地方整備局 | 西之表港湾事務所 | 0997-23-5012 | |
| 熊毛地区消防組合 | 消防本部 | 0997-23-0119 | |
| 種子島警察署 | 警備課 | 0997-22-0110 | |
| 種子屋久高速船株式会社 | | 0570-004015 | 高速船トッピー ・ロケット |
| 鹿児島商船 | | 0997-22-1355 | フェリー はいびすかす |
| コスモライン | | 099-222-8271 | プリセスわかさ |
| 共同フェリー運輸株式会社 | | 0997-22-1234 | 貨物フェリー 新さつま、新種子島 |

4 経費の負担区分

上記避難体制により、工事関係者は馬毛島内に留まるか、種子島外に避難することとなることから、原則として市が負担する避難行動に要する経費は生じない。

5 市における方針の決定

その他、工事関係者の避難支援の必要があると認めるときは、市は防衛省及び国交省と協議し、災害対策本部において、その都度方針を決定するものとする。